



2023年4月に改正された 労働基準法について ～中小企業の割増率の引き上げ～

Q. 令和5年4月に労働基準法の改正があったと聞きました。
その中でも割増賃金の改正について教えてください。

A. 中小企業も大企業と同じく時間外労働の割増率が50%に引き上げられました。

1 割増賃金とは

使用者が、労働者に対し、(1) 労働時間を延長して時間外労働をさせた場合、(2) 休日労働をさせた場合、(3) 深夜の時間帯に労働をさせた場合、労働基準法の定めにより、通常の賃金に一定の割増率を乗じた割増賃金を支払わなければなりません。

これは、労働者への補償と時間外、休日、深夜労働の抑制という目的があります。

2 割増賃金を支払う場合について

割増賃金を支払う場合については3つあります。時間外労働に対する割増賃金、休日労働に対する割増賃金、深夜労働に対する割増賃金の3つです。今回は改正論点に絞り、時間外労働に対する割増賃

8時間、週6日働いた場合、週の合計労働時間は48時間となります。この場合、40時間を超えた8時間分の労働は、原則として時間外割増賃金の対象となります。

イ 時間外労働の割増率

時間外労働の割増率は25%以上としなければなりません(時間外労働月60時間超の場合は後述)。

労働契約により予め決められた給与は、通常、所定労働時間に対する給与ですので、時間外労働をした場合、「時間外労働をしたことによる給与」と「25%以上の割増率を加えた手当」を支払うべきこととなります。

例えば、1時間当たりの給与が1,000円の労働者が、1時間の時間外労働をした場合、その時間外労働に対する割増賃金は、1,000円に25%分以上(250円以上)を加えた1,250円以上を支払う必要があります。

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

時間外労働とは、1日8時間又は1週の法定労働時間40時間を超える労働のことです。中小企業の企業担当者様とお話していると、1日8時間については、既に割増賃金を支払っているが、週40時間を超える時間外労働に対する割増賃金

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

(2023年3月31日まで)	
月60時間超の残業割増賃金率	大企業は50% (2018年4月から適用)
1か月の時間外労働	1日8時間・1週間40時間を超えれば適用
割増率	50%

(2023年4月1日から)	
月60時間超の残業割増賃金率	大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ	
1か月の時間外労働	1日8時間・1週間40時間を超えれば適用
割増率	50%

[会員の方ははこちらから](#)